

# 介護医療院 利用料金

2024年4月1日

お支払いいただく利用者負担金は次の通りです。

(1) 法定給付サービス分 (30日計算)

## 【多床室】

区分	算定根拠	サービス費	利用者負担額(1割)
介護度 1	8,446 円/日 × 30 日	253,380 円	25,338 円
介護度 2	9,562 円/日 × 30 日	286,860 円	28,686 円
介護度 3	11,985 円/日 × 30 日	359,550 円	35,955 円
介護度 4	13,009 円/日 × 30 日	390,270 円	39,027 円
介護度 5	13,942 円/日 × 30 日	418,260 円	41,826 円

※おむつ代は施設サービス費に含まれます

## 【従来個室】

区分	算定根拠	サービス費	利用者負担額(1割)
介護度 1	7,310 円/日 × 30 日	219,300 円	21,930 円
介護度 2	8,436 円/日 × 30 日	253,080 円	25,308 円
介護度 3	10,849 円/日 × 30 日	325,470 円	32,547 円
介護度 4	11,884 円/日 × 30 日	356,520 円	35,652 円
介護度 5	12,806 円/日 × 30 日	384,180 円	38,418 円

※おむつ代は施設サービス費に含まれます

(2) その他加算等 (利用者負担額は表示金額の1割です)

### ①介護報酬費

初期加算 (入所30日のみ)	305円/日	退所前訪問指導加算	4,665円/回
栄養マネジメント強化加算	111円/日	退所後訪問指導加算	4,665円/回
長期療養生活移行加算	608円/日	退所時指導加算	4,056円/回
自立支援促進加算	2,839円/月	退所時情報提供加算(1)	5,070円/回
口腔衛生管理加算(Ⅱ)	1,115円/月	退所時情報提供加算(2)	2,535円/回
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	61円/日	退所前連携加算	5,070円/回
療養食加算	61円/日	訪問看護指示加算	3,042円/回
排せつ支援加算(Ⅰ)	101円/月	安全対策体制加算	202円/回
排せつ支援加算(Ⅲ)	202円/月	排せつ支援加算(Ⅱ)	152円/月
緊急時治療管理	5,181円/回	科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	507円/月
経口維持加算(Ⅱ)	1,014円/月	経口維持加算(Ⅰ)	4,056円/月

### ②特定診療費

感染対策指導管理加算	60円/日	褥瘡対策指導加算(Ⅰ)	60円/日
初期入所診療管理	2,500円/回	褥瘡対策指導加算(Ⅱ)	100円/月
医学情報提供(Ⅰ)	2,200円/日	医学情報提供(Ⅱ)	2,900円/日
理学療法(Ⅰ)	1,580円/回	作業療法	1,580円/回
(理学療法リハビリ体制強化加算含む)		(作業療法リハビリ体制強化加算含む)	
摂食機能療法	2,080円/回	言語聴覚療法	2,030円/回
特定処遇改善加算Ⅱ	総単位の1.1%	介護職員処遇改善加算Ⅱ	総単位の1.9%
介護職員ベースアップ等支援加算	総単位の0.5%		

(3) 法定給付外サービス (30日計算)

区分	算定根拠	サービス費	利用者負担
食費	1,445 円/日 × 30 日	43,350 円	※次頁参照
居住費	377 円/日 × 30 日	11,310 円	
個室居住費	1,668 円/日 × 1 30 日	50,040 円	

※個室利用は特別環境費が別途5,000円/日がかかります。

補足給付

区 分	利用者負担金額		
	食 費	居住費（多床室）	居住費（個室）
<b>第 1 段 階</b> ・ 市民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者 ・ 生活保護受給者	300円 (1日)	0円 (負担無し)	490円 (1日)
<b>第 2 段 階</b> ・ 市民税世帯非課税（世帯分離している配偶者を含む）で、課税年金収入額、非課税年金収入額、合計所得金額の合計が年80万円以下の人	390円 (1日)	370円 (1日)	490円 (1日)
<b>第 3 段 階 ①</b> 市民税世帯非課税（世帯分離している配偶者を含む）で、課税年金収入額、非課税年金収入額、合計所得金額の合計が年80万円超120万円以下の人	650円 (1日)	370円 (1日)	1,310円 (1日)
<b>第 3 段 階 ②</b> 市民税世帯非課税（世帯分離している配偶者を含む）で、課税年金収入額、非課税年金収入額、合計所得金額の合計が年120万円超の人	1,360円 (1日)	370円 (1日)	1,310円 (1日)
<b>第 4 段 階</b> ・ 上記以外の人	1,445円 (1日)	377円 (1日)	1,668円 (1日)

(4) その他

① サービスが介護保険の適用を受ける場合は、原則として施設サービス費の1割の金額をお支払いいただきます。

② 保険料の滞納などにより、前記の「利用者負担金」で利用出来なくなる場合は、一旦サービス費全額（10割）をお支払いいただき、後日、保険者から保険給付分の払い戻しを受ける手続きが必要となります。

③ 必要に応じて初期加算など関係法令に基づいた費用が、別途利用者負担金に加算されることがあります。

④ 利用料の支払について

月末締めで計算しております。お支払いは現金で、翌月末までに事務室にてお願い致します。請求書兼領収書を送付致しますので、必ずご持参ください。

受付時間は月曜日～土曜日 9:00～17:00（\*祝日、12/31～1/3除く）となっております。